

紹介手数料の返戻に関する事項

常勤医師が採用日以降 3 ヶ月以内に求人者と雇用契約を終了した場合は、紹介手数料全額を返戻するものとします。

但し、求人者による正当な理由のない常勤医師の解雇、常勤医師の負傷・疾病・死亡に基づく求人者との雇用契約の終了、求人者の責に帰すべき理由に基づく常勤医師による雇用契約の解除については、この事項は適用しないものとします。

許可番号 13-ユ-304945

事業所の名称及び所在地

公益社団法人 全国自治体病院協議会

自治体病院・診療所医師求人求職支援センター

〒102-8556 東京都千代田区平河町 2 丁目 7 番 5 号 砂防会館 本館 7 階